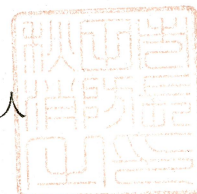


秋田市消防本部告示第1号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月16日

秋田市消防長 堀井 正 人



記

催しの開催場所	本町通り、中央通りおよび土崎神明社周辺
催しの名称	土崎港曳山まつり
催しの開催期間	令和7年7月20日(日)および21日(月)